

事務事業評価シート

事業番号	21					
事業名	母子福祉資金等利子補給	局名	健康福祉局			
		部名	こども育成部			
事業開始年度	昭和44年度	課名	こども青少年課			
根拠法令等	相模原市母子福祉資金等利子補給規則	課長名	笠原恭子			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： _____） <input type="checkbox"/> 補助金（補助先： _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____）					
	事業概要	目的 (何のために)	母子寡婦福祉資金の貸付を受け、その年分の償還を完了している有利子貸付者に対し、利子相当額を補給し、経済的負担の軽減を図る。 ※無利子貸付 ⇒ 貸付に対する保証人を立てた場合。子どもの修学資金貸付は無利子 有利子貸付 ⇒ 生活資金、転宅資金などで保証人を立てない場合。			
		対象 (誰・何を対象に)	母子寡婦福祉資金のその年の償還を完了した人			
		事業内容 (手段・手法など)	① 支給額 その年に返済した利子相当額 ② 申請方法 2月中に申請書を提出 ③ 支給 申請後速やかに支給			
事業の必要性	母子家庭等の経済的負担の軽減と、遅滞ない償還を促す事業として必要であると考える。					
コスト			平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度予算	
	事業費(直接経費)		183 千円	146 千円	300 千円	
	人件費	正規職員	従事者数	0.05 人	0.05 人	0.05 人
			概算人件費	363 千円	363 千円	363 千円
		嘱託職員・ 臨時職員等	従事者数	人	人	人
			概算人件費	千円	千円	千円
	人件費 合計		363 千円	363 千円	363 千円	
	総事業費		546 千円	509 千円	663 千円	
市民一人あたりの事業費		0.00 千円	0.00 千円	0.00 千円		

		平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度予算	
財源内訳	国・県支出金	千円	千円	千円	
	受益者負担金	千円	千円	千円	
	その他()	千円	千円	千円	
	一般財源	183 千円	146 千円	300 千円	
平成23年度 事業費の 主な内訳 (人件費を除く)	項目			金額	
	母子福祉資金等利子補給交付金			300 千円	
	-----			千円	
	-----			千円	
活動実績1	活動指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
	支給件数	件	41	36	50
単位当たりコスト1	(総事業費/活動指標)	千円	13.3	14.1	13.3
活動実績2	活動指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
	利子補給交付までの通知郵送回数	回	2	2	2
単位当たりコスト2	(総事業費/活動指標)	千円	273.1	254.6	331.6
成果目標 (現状の成果及び 今後どのようにした いか、定量的な評 価で示す)	貸付時に保証人を立てる指導を行うなど、有利子貸付の減少と、償還率の低下から実績金額が減少している。 対象者に償還計画に沿った償還を促し、利子補給申請率100%を目指す。				
成果実績	成果指標名	単位	H21年度実績	H22年度実績	H23年度見込
	利子補給利用率(支給金額/調定金額)	%	31.9%	35.1%	100.0%
	利子補給申請率(申請件数/対象件数)	%	85.4%	87.8%	100.0%
特記事項 (事業の沿革等)					
事業の自己評価 (今後の事業の方 向性、課題等)	平成21年6月5日付母子及び寡婦福祉法施行令の改正に伴い、生活資金等の利子が発生する資金の種別について、政省令の公布日以降の貸付については連帯保証人を立てれば無利子となった。そのため、平成21年6月5日以前の借受人の償還が終了する平成29年度末に事業の廃止を行う。				
評価	《評価の視点》	・ 必要性 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		・ 有効性 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
	《評価の区分》	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 再構築 <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡充			
	《評価区分の理由》	平成21年6月5日付母子及び寡婦福祉法施行令の改正により、改正前と改正後において福祉資金の利子の取扱が相違する。そのため、平成21年6月5日以前の借受人の償還が終了するまでは現状維持とする。			
H24年度 予算への反映	平成24年度の利子補給支給対象額は250千円のため、平成23年度の予算額から50千円を減ずる。				
経営評価委員会 による意見	○現状維持 事業所管局の意見のとおり				